

札幌市家計改善支援事業（被保護者）実施要領

令和元年8月7日 保健福祉局長決裁

最近改正 令和5年4月1日

1 趣旨

この要領は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第60条に基づく支援として「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に定める「被保護者家計改善支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関することについて、通知に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本事業は、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える被保護者からの相談に応じ、支援対象者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善に向けた意欲を高めることを支援するとともに、家計の視点から必要な情報提供等を行うことにより、支援対象者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

3 実施主体

本事業の実施主体は、札幌市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができるものであって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他、市が適当と認める民間団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

4 対象者

生活保護を受給中かつ本事業による支援を希望しているもののうち、家計収支の改善等を図るための継続的・専門的な支援を受けることが適当であると保護の実施機関が認めたものとする。

5 事業内容

本事業は、相談者とともに家計に関する課題を「見える化」し、その背景にある根源的な課題を整理した上で、家計再生プランに基づく支援を行うことにより、早期に生活を再生させることを目指し、以下の取組を実施する。

(1) 家計に関する包括的な相談支援

家計に課題を抱えているケースについて包括的な相談を受け、必要な支援の検討、助言等を行う。

(2) 家計管理に関する支援

支援対象者自らが家計管理できるよう、家計表やキャッシュフロー表等を活用して家計の見える化及び出納管理の支援を行う。

(3) 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

支援対象者の家計の状況、滞納整理などを聞き取り、状況を勘案して、徴収免除、分割納付、貸付斡旋等の可能性を検討するとともに、自治体の担当部署や事業所等との調整や申請等の支援を行う。あわせて、各種給付制度等の利用に向けて、様々な提案を行う。

(4) 債務整理に関する支援

多重債務等により、債務整理が必要な支援対象者に対し、関係機関への相談、検討を提案し、法テラス等へ同行し、債務整理に向けた支援を行う。

(5) 貸付けのあっせん

貸付けによる支援の必要性を検討の上、必要に応じて貸付機関に対して貸付けのあっせん支援を行う。

6 支援員の要件

(1) 配置する家計改善支援員は、次のいずれかに該当し、被保護者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材とする。

ア 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者

イ 社会保険労務士の資格を有する者

ウ 社会福祉士の資格を有する者

エ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者

オ その他アからエに掲げる者と同等の能力又は実務経験を有する者

(2) 家計改善支援員は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けたものとする。ただし、当分の間は、この限りでない。

7 事業利用開始までの手続

(1) 保護の実施機関は本事業への参加が適切だと判断される被保護者に事業内容を説明し、参加を希望するものがある場合は、「家計改善支援事業（被保護者）参加申込書」（様式1）の提出を求める。

(2) 保護の実施機関は家計改善支援機関に対し、取得した参加申込書とともに「家計改善支援事業（被保護者）参加依頼書」（様式2）により事業参加について通知する。

(3) 家計改善支援機関は保護の実施機関及び参加者と面談の上、参加者の意思を尊重しながら支援メニューを選定したのち、具体的な支援を行う。

8 支援方法

家計改善支援機関は、アセスメントの段階から保護の実施機関による援助方針を十分に踏まえ、保護の実施機関と適宜情報を共有し連携を図りながら以下の支援を行うものとする。

(1) アセスメント

支援対象者の生活の状況と家計を見える形で示すため、家計改善支援機関は家計表の作成を通じて家計収支、滞納、債務等の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

(2) 家計再生プラン策定

ア アセスメントの結果を踏まえて、支援対象者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プラン（案）を策定し提案する。

イ 家計再生プランでは、債務整理、免除等の他法施策の活用、貸付のあっせん等、具体的な支援内容の提案を行うとともに、生活再生の目標を具体的に共有するため、家計表やキャッシュフロー表を活用する。

ウ 家計支援計画による支援期間は原則1年とするが、支援対象者の状況により柔軟に対応するものとする。

(3) 保護の実施機関による支援の承認

ア 家計改善支援機関は策定したプラン（案）を保護の実施機関に提出する。

イ 保護の実施機関は、プラン（案）が支援対象者の課題解決に向けて適切であるかを検討する。

ウ 保護の実施機関は、検討の結果支援の必要性があると判断できるものについて、承認を行う。

(4) 支援の提供

5に掲げる支援を提供する。

(5) モニタリング

支援対象者との面談、支援を提供する関係機関との連携等により、定期的または随時に家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、支援対象者に適したプランとなっているか、支援が適切に提供されているか、目標に向けて変化しているか等を確認する。

(6) 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に支援対象者の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家計再生プランを作成して支援を継続

するかを判断する。

9 貸付けのあっせんについて

- (1) 貸付けによらない家計再生の方向性を十分検討した上で、なお一時的な資金が必要である場合に貸し付けによる支援を検討する。
- (2) 検討にあたっては、貸付機関とインテーク・アセスメントシート、相談時の家計表の情報を共有し、事前相談・事前調整を行う。さらに、必要に応じて家計再生プラン、貸付あっせん書を作成し情報を共有し、貸付の可否の可能性を検討する。
- (3) 実施にあたっては、生活福祉資金貸付事業を行う北海道社会福祉協議会並びにその相談窓口となる札幌市社会福祉協議会及び区社会福祉協議会と連携するほか、母子父子寡婦福祉資金等の公的貸付制度との連携を図りながら、利用者の一時的な資金ニーズを充足できるように支援を進める。
- (4) 貸付けのあっせんの実施にあたっては、家計改善支援機関は事前に保護の実施機関の了承を得た上で行うものとする。

10 個人情報の取扱い

事業受託者及びその従事者は、参加者のプライバシーに十分配慮することとし、本事業の実施に当たって知り得た個人情報を漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

関係機関と個人情報を共有する場合は、支援対象者から同意を得るなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえるものとする。

11 その他

- (1) 本要領によるほか、「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日社援保発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）、厚生労働省が示す「家計改善支援事業の手引き」及び本事業に関連する通知等により実施することを原則とする。
- (2) 相談支援にあたっては、この要領に定めるもののほか「家計相談支援事業の手引き」別冊に掲載されている様式を基本として使用するものとする。
- (3) この要領に定めるもののほか必要な事項は、地域生活支援担当部長が別に定める。

附則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。